

新型コロナウイルス感染症に関する対応等

福島県も『緊急事態宣言』が解除

■なぜ解除されたの？

- 感染の状況が、①直近1週間の新規感染者数が0.5人未満程度（人口10万人当たり）であること、②直近1週間の新規感染者数がその前の1週間を下回り減少傾向であること。
 - 医療提供体制がひっ迫していないこと。
 - PCR検査の件数が一定以上あること。
- 以上の3項目を重視して、総合的に判断した結果、「感染拡大を防止できるレベルにまで抑え込むことができた」（安倍首相談）とされました。

■前と同じようにして良いの？

- 外国の例でも対策を緩和した後で、感染が再燃することが起きています。このため、社会活動や経済活動は、段階的に戻していく必要があります。

■これからは、どんなことに注意すれば良いの？

- これまでと同じように【3密】（換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場所」）を避けるほか、不要不急の帰省や旅行などを避けることが必要です。①感染が拡大している地域に行かないこと、②感染が拡大している地域からの帰省は控えること。
- クラスターが発生しているような【3密】がある場を避けることが必要です。
- 普段の暮らしの中に、感染しないための取り組み（手洗い、咳エチケット、こまめな換気など）をあたり前にしていただくことが必要です。

■新型コロナウイルス感染は、いつ収束するの？

- 収束には、人口の60%～70%が新型コロナウイルスの抗体を持つような集団免疫を得ることが必要と言われています。このため、ワクチンが開発されるか、長い時間をかけて感染拡大をコントロールしながら、多くの人々が抗体を持つまで待つ必要があります。
- 5月15日現在の世界の感染者数は、213の国と地域で440万人に達しています。日本において感染拡大も収まり小康状態が続いても、いつ第2・第3の波がやってきてもおかしくありません。

引き続きの感染予防対策をお願いします

正しい手の洗い方



3つの咳エチケット



■緊急事態宣言解除に伴う学校や町施設の対応状況

※詳しい内容については、町ホームページ又は担当課へ問い合わせください。

名 称	再開状況	問い合わせ先
小学校・中学校	5月21日(木)まで分散登校を継続 5月22日(金)から短縮登校を実施予定 6月1日(日)から再開予定	学校教育課学校教育係 ☎ 585-2892
保育所・幼稚園・預かり保育・子どもクラブ	休業を継続 (ただし、家庭養育できない場合は受け入れ可) 6月1日(日)から再開予定	幼児教育課幼児教育係 ☎ 585-2119
ももたん広場・つながる〜む	利用休止を継続 6月1日(日)から段階的に再開予定	
観月台文化センター	5月18日(日)から段階的に再開 (図書室は5月12日(火)から段階的に再開)	生涯学習課文化スポーツ係 ☎ 585-2676
各中央集会所	5月18日(日)から段階的に再開	
屋外体育施設 (運動場、テニスコート)	5月12日(火)から段階的に再開	
屋内体育施設 (各体育館、グリーンアリーナ 923)	5月18日(日)から段階的に再開	保健福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125
こさかふるさと館	5月18日(日)から段階的に再開	
あつかし歴史館	5月20日(火)から段階的に再開	まちづくり交流課歴史まちづくり推進室 ☎ 585-2967
大型遊具 (観月台公園、歴史公園など)	5月18日(日)から再開	総務課財政係 ☎ 585-2114

■新型コロナウイルス感染症に関わる事業者向け支援

町及び福島県では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた事業者向けの支援を行っています。ぜひ、活用ください。

①福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金

- ・協力金：4月28日～5月6日までの間に休業又は営業時間を短縮した緊急事態措置対象事業者に対し、10万円～30万円
- ・支援金：5月7日以降も継続して休業又は営業時間を短縮し、かつ事業再開に向けて感染防止対策に取り組む事業者に対し、10万円

②国見町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

- ・福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付対象者に対し、10万円

③国見町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援給付金

- ・2月～5月までの間に前年同月比で売上げが30%以上減少している月がある事業者に対し、10万円(上限)

④福島県新型コロナウイルス対策特別資金

- ・県の制度を活用した事業者を対象に保証料及び利子補給の一部を町が補助

☎まちづくり交流課道の駅商工連携室 ☎ 585-2238

お知らせ

令和2年度給水装置工事主任技術者試験

給水装置工事主任技術者試験が次のとおり行われます。

■受験願書受付期間

5月25日(月)～7月3日(金)

■試験日

10月25日(日)

■受験手数料

16,800円

■受験資格

給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する方

■申込方法

公益財団法人給水工事技術振興財団ホームページ内の「インターネット申込書作成システム」に従って、入力した受験申請書類を送付してください。

■申込・問い合わせ先

〒163-0712 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号小田急第一生命ビル12階
 公益財団法人給水工事技術振興財団
 ☎ 03-6911-2711

お知らせ

町職員募集(大学卒程度)
募集期間の変更

広報5月号に掲載した令和3年4月1日採用予定の職員採用試験【一般事務(行政)大学卒】の募集期間が次のとおり変更となります。

■募集期間

<変更前>

6月3日(火)まで

(郵送の場合は6月1日(日)の消印まで)

<変更後>

6月12日(金)まで

(郵送の場合は6月10日(水)の消印まで)

※なお、受験資格や申込方法などの詳細については、広報5月号19ページ又は町ホームページで確認してください。

☎ 総務課庶務係 ☎ 585-2112

お知らせ

粗大ごみ収集日と
ごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 6月3日(水)、17日(水)

粗大ごみを出すときは、収集日の前日(平日の午前8時30分から午後5時15分)までに、品目・数量・ごみ置場の番号を環境防災課へ連絡ください。受付の無いものは回収できません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋には名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は、必ずネット等かけるなどして、カラス等がいたずらしないよう注意してください。

☎ 環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

町内各地の空間線量率

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

地区	測定場所	4/22	5/13
小坂	小坂農村総合管理センター (土)	0.10	0.13
	泉田中集会所 (土)	0.08	0.10
藤田	石母田財産区事務所 (アスファルト)	0.06	0.07
	観月台文化センター (芝生)	0.09	0.10
森江野	上野台運動公園管理棟 (アスファルト)	0.06	0.07
	森江野町民センター (アスファルト)	0.07	0.07
	塚野目集会所 (アスファルト)	0.08	0.10
	桜の森 (土)	0.09	0.11
大木戸	大木戸ふれあいセンター (土)	0.07	0.08
	貝田駅 (土)	0.10	0.12
大枝	国見東部高齢者活性化センター (土)	0.08	0.09

環境防災課原発災害対策室 ☎ 585-2158

お知らせ 各種放射線のモニタリング結果

保育所・幼稚園 小学校・中学校の空間線量率

(単位：マイクロシーベルト / 時)

測定場所	測定条件	4/22	5/13
藤田保育所		0.09	0.07
くにみ幼稚園	地上 50cm	0.06	0.05
国見小学校		0.04	0.04
県北中学校	地上 1m	0.11	0.08

学校教育課 ☎ 585-2892

仮置場の空間線量率および地下水の放射能濃度

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

仮置場	測定地点	測定日①	測定日②	仮置場	測定地点	測定日①	測定日②
藤田方部 1 号 (山崎字前柳)	進入口	返地済みのため測定なし		森江野方部 1 号 (大字徳江・塚野目)	南側中央部	0.08	0.08
	中心				—	—	
藤田方部 2 号 (石母田字日矢来)	進入口	0.06	0.06	森江野方部 2 号 (徳江字江添)	南側中央部	0.07	0.09
	中心	0.06	0.07		中心	0.07	0.06
藤田方部 3 号 (藤田字滑沢三)	東側町道沿	0.09	0.10	大木戸方部 2 号 (高城字西)	進入口	0.05	0.06
	中心	—	—		中心	—	—
藤田方部 4 号 (藤田字鶉町六)	進入口	0.07	0.06	大木戸方部 3 号 (大木戸字大久保)	東側中央部	0.10	0.09
	中心	0.07	0.08		中心	0.07	0.07
小坂方部 1 号 (泉田字大松山)	進入口	0.05	0.06	大枝方部 1 号 (大字西大枝)	進入口	返地済みのため測定なし	
	中心	—	—		中心		
小坂方部 2 号 (新内谷)	西側中央部	0.07	0.07	※ 4/27、28、30 の地下水の放射能濃度は、全ての仮置場において「不検出」となっています。			
	中心	0.25	0.29				

※ 藤田方部 2 号、3 号、4 号、小坂方部 2 号は 4/21 と 4/28 の測定値。小坂方部 1 号、森江野方部 2 号は 4/22 と 4/30 の測定値。森江野方部 1 号、大木戸方部 2 号、3 号は 4/22 と 4/27 の測定値。

環境防災課原発災害対策室 ☎ 585-2158

軽自動車税 (種別割) 【全期】

納期限は **6月1日** までです

忘れずに納めましょう！

軽自動車税 (種別割) は、毎年 4 月 1 日現在の軽自動車や原動機付自転車などを所有又は使用している方に課税される町の税金です。
※納期限 (6 月 1 日) までに必ず納付されるようお願いします。
※口座振替を利用している方は、預金の残高確認をお願いします。

■ 注意事項

口座振替の納付確認には、一週間程度かかります。そのため、納付が確認される 6 月 10 日頃までに車検などで今回納付分の納税証明書が必要な場合は、記帳された通帳をお持ちの上で、窓口で証明書の発行手続きをしてください。

【個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税に関すること】

税務住民課課税係 ☎ 585-2778

【納税に関すること】

税務住民課収納係 ☎ 585-2780